

市税の納期限・納付方法について

令和5年度の主な市税の納期限や納付方法については次のとおりです。

1 個人市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納期限

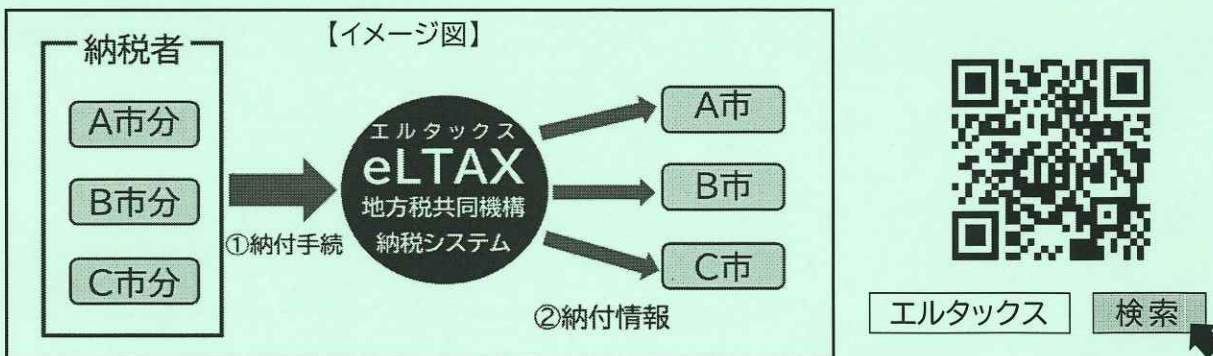
納付月	税目	納期限
令和5年4月	固定資産税・都市計画税(第1期分)	5月1日(月)
5月	軽自動車税(種別割)	5月31日(水)
6月	個人市民税・県民税(普通徴収 第1期分)	6月30日(金)
7月	固定資産税・都市計画税(第2期分)	7月31日(月)
8月	個人市民税・県民税(普通徴収 第2期分)	8月31日(木)
10月	個人市民税・県民税(普通徴収 第3期分)	10月31日(火)
12月	固定資産税・都市計画税(第3期分)	1月4日(木)
令和6年1月	個人市民税・県民税(普通徴収 第4期分)	1月31日(水)
2月	固定資産税・都市計画税(第4期分)	2月29日(木)

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日(10日が土曜、日曜又は祝日にあたるときは、日曜又は祝日の翌日)までに納入してください。また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

2 インターネット等を利用した市税の納付方法

■ 地方税共通納税システム

eLTAX を使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAX ウェブページをご覧ください。



【対象税目】

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得分)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ●固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)

■ その他の納付方法

▶ スマホ決済

対応アプリで納付書のバーコード又は eL-QR を読み取り、手続きを行います。

▶ クレジット納付

専用サイトから納付書の eL-QR を読み取り、又は納付番号等を入力して納付手続きを行います。
※税額に応じてシステム利用料がかかります。

▶ ペイジー納付

金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し、納付手続きを行います。

▶ 口座振替

「横浜市 Web 口座振替受付サービス」からお申込みが可能です(個人口座のみ、一部金融機関対象外)。その他、郵送及び金融機関窓口でもお申込みできます。

【対象税目】

- 個人市民税・県民税(普通徴収分) ●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
 - 固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)(※)
- ※軽自動車税(種別割)は口座振替の対象外です。

